

愛莊町下水道事業経営戦略

平成29年3月

愛莊町建設・下水道課

愛荘町下水道事業経営戦略

滋賀県愛荘町

下水道事業特別会計

第1 下水道事業の現状と課題

本町は平成18年2月13日に「旧愛知川町」と「旧秦荘町」が合併し、下水道事業への取り組みは「旧愛知川町」、「旧秦荘町」とともに、平成元年1月に基本計画を策定し、琵琶湖流域下水道東北部処理区の流域関連公共下水道として平成元年度に下水道事業認可を取得、平成9年4月1日に供用を開始して、整備を進めた結果、平成27年度末における下水道普及率は99.1%に至っています。

こうした中、下水道事業は、社会資本整備として公共性及び住民ニーズが高い一方、事業運営には多額の投資を要します。自然災害などの事業リスクへの対応も必要であり、今後は、整備してきた膨大な施設資産を適正に維持管理しつつ、耐震対策も考慮しながら施設の老朽化対策に取り組まなければなりません。

特に、施設の老朽化等への対応に伴う改築更新費用の増加が見込まれる中、適正な使用料収入の確保が重要になってきます。今後、下水道事業の財政状況が厳しくなることから、公共の福祉を増進させるという地方公営企業の本来の目的に基づき、住民への下水道サービスの持続可能性を確保していくためには、適正な使用料の設定による使用料収入の確保、適切な維持管理や更新をどのように行っていくべきかという視点が重要です。

このような下水道サービスの持続可能性の確保とそのための負担の適正化を図っていくためには、短期的な視点ではなく、長期的な経営方針の策定が重要であり、その方針を考える上では、単年度収支だけをみる現行の官庁会計方式では、現在の資産や負債、コストなどの全体像が把握できず、また、将来の収支予測も困難と考えられます。

上記のことから、下水道事業における経理内容の明確化と透明性の向上と使用料対象原価の明確化を図り、さらに、下水道事業の経営基盤の強化において、長期的に安定した経営を持続していくために、弾力的な企業経営を推進していくことができるよう、下水道事業の会計方式を官庁会計から企業会計へ移行する地方公営企業法の適用が重要となってきています。

次頁「経営比較分析表」参照

経営比較分析表

滋賀県 豊荘町

業務名	業種名	事業名	類似団地区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり処理料金(円)
-	該当数値なし	99.14	85.23	2,592

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
21,209	37.97	558.57
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
20,967	9.05	2,316.80

グラフ凡例

- 当該団体の値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

下水道事業により借り入れた企業債の償還金が多額であり、収益的収支比率が100%を大きく下回っている。収入においても一般会計からの繰入金に頼っている状況である。企業債の残高が多いため、企業債残高対事業規模比率が高いが、経年比較において年々比率が低くなっているように、当町においては下水道整備が終了していることから企業債残高が増加することは当面ないと見込まれる。また、使用料で回収すべき経費である汚水処理費が使用料で賄えていないことから、経費回収率が100%を下回っている。汚水処理費を下げるために維持管理費を削減し汚水処理原価を下げ、使用料収入を増加させるため下水道未接続世帯に対し、接続を啓発する。

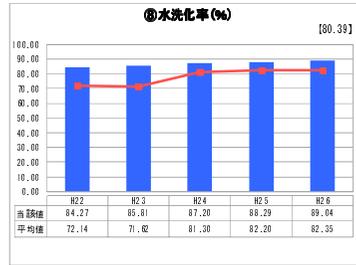
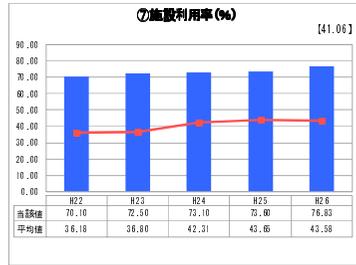
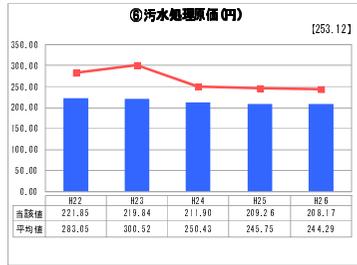
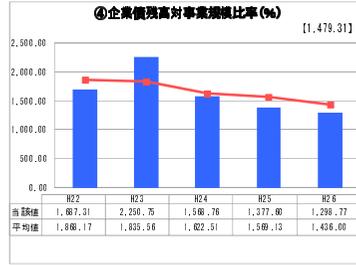
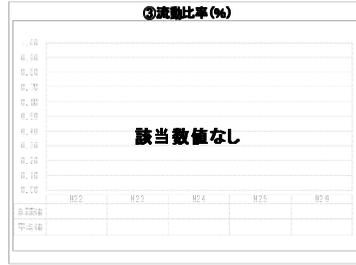
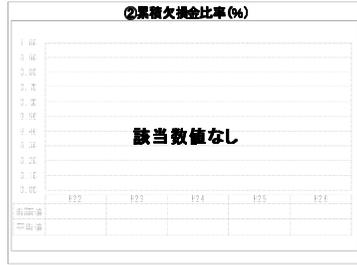
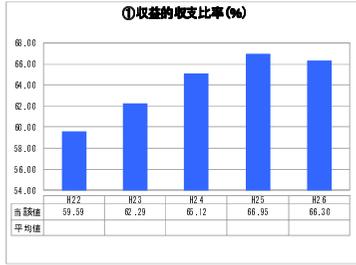
2. 老朽化の状況について

当町において、現時点で老朽化した管渠は無く、更新した管渠がないため、管渠改善率は0%となっている。

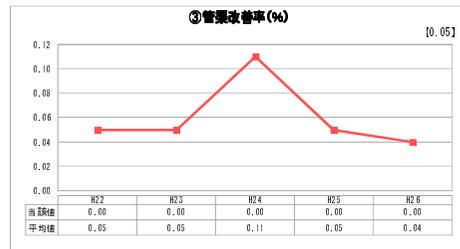
全体総括

- ・地方公営企業法を適用することにより、経営状況を明らかにして適正な使用料を算定し、使用料収入の確保に努める必要がある。
- ・汚水処理費を下げるために、計画的な維持管理を行い、経費の削減に努める。
- ・公共用水域の水質保全や使用料収入の増加の観点から水流入率を向上させるために未接続の世帯に広報や啓発を行う。
- ・使用料収入の増加のために、有収水量の多い企業等に対し、公共下水道への接続を啓発する。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団地区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

第2 経営の基本方針

本町の下水道事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図ることを目的に、特定環境保全公共下水道事業として計画的に整備を進めています。

下水道事業は、町民が快適な生活を送るために必要不可欠なものであり、今後も持続的に安定したサービスを提供する必要があることから、次の3点を基本方針として取り組んでいきます。

○安心・安全に暮らせる快適なまちづくり

下水道の整備を促進するため、補助事業を活用し未整備地区の管渠整備を計画的に進めます。

また、供用開始区域では水洗化率の向上を図るため、未接続世帯への水洗化に向けた啓発活動を実施し、水洗化の促進を図ります。

○持続的な下水道サービスの提供

長寿命化計画を平成26年度に策定しましたが、今後、中長期的な視点を踏まえたものとしてストックマネジメントを導入し、施設の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し適正な維持・更新をしていきます。

また、管渠の定期的な保守点検を実施し維持管理の適正化に努めます。

○安定した事業経営の実現

安定した事業経営を実現するため、平成31年4月を目標に下水道事業を法適化し、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

第3 経営戦略の計画期間

平成28年度から平成37年度までの10年間

第4 投資・財政計画

別紙「投資財政計画（説明）」、「投資・財政計画」参照

第5 効率化・経営健全化の取り組み

(1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

① 効率的な組織の整備

下水道関係部署としては現在、建設・下水道課の中の係としてあります。現在、本町下水道事業は地方公営企業法の適用を検討していますが、財務規程のみを適用し、組織は現在の町長部局のままの予定です。今後は建設担当と下水道担当の分離も含め組織の効率化・合理化に取り組み、見直しが必要であれば積極的に検討します。

②人材の確保・育成

下水道事業が地域において継続的に必要なサービスを提供していくために、ベテラン職員のノウハウ及び技術を組織において円滑に継承させます。

③定員管理の推進

全庁的な取り組みの中で引き続き効率的な人員配置に努め、適正な定員管理を推進します。

④給与の適正化

職員の給与水準は、地方公務員法の給与の決定原則に基づき、人事院勧告等国及び県の動向を踏まえるとともに、他地方公共団体の均衡を考慮し条例で定め決定し、給与の適正化に努めています。今後も職員の給与の決定原則の考え方に基づき適正化の取り組みを推進します。

(2) 広域化に関する事項

広域化については、各地方公共団体が圏域全体の将来像を共有すること、そのための公営企業間の議論や連携の場を持つことが必要であり、また、施設統合のような緩やかな連携から企業団等の一部事務組合化まで、多様な連携の形が存在し、それぞれの地域の実情に応じて進めていく必要があります。

本町下水道事業については流域関連公共下水道事業であり、終末処理場については既に広域化されております。

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

民間事業者の活用については、十分な経営基盤、能力はもとより、地域についての知見と理解等を有する民間事業者の確保が困難であることから従前から検討課題となっております。

当町の下水道事業の規模では民間事業者の参入等は困難であり、現状としては民間事業者の活用は考えておりませんが、他市町の動向を調査していく必要があると考えます。

(4) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

計画期間中に資金不足が発生する見込みはありません。

(5) 資金管理・調達に関する事項

国庫補助金、企業債、一般会計繰入金等の資金を確実に調達し、資金不足が生じることのないように計画的な資金管理に努めます。また、使用料収入を確保するため未収金対策に努めるほか、法適化後に料金改定を検討し基準外繰入の軽減に努めます。

(6) 情報公開に関する事項

事業概要や業務予定量等について、町のホームページ等で情報公開し、経営の透明性の確保を図るとともに、町民が理解・評価しやすい情報の提供に努めます。

(7) 地方公営企業法（公営企業会計）適用について

安定した下水道経営の実現を図り、持続的な下水道サービスを提供していくために、下水道事業について公営企業法を適用し企業会計方式に移行します。

①スケジュール

平成27年度	基本計画策定
平成28年度	固定資産調査・評価
平成29年度	固定資産調査・評価、移行事務手続き、システム構築
平成30年度	移行事務手続き、システム仮運用

平成31年4月 法適化開始

②費用 37,260,000円

第6 経営戦略の事後検証、更新

(1) 評価の時期

本経営戦略の進捗管理は、毎年の実施を原則とし、地方公営企業法の適用後に戦略の見直しを実施します。

(2) 評価の方法

本経営戦略の評価は計画の実行状況や投資・財政計画について、実績の乖離が大きい場合はその原因を特定し、必要に応じて戦略の見直しに反映させます。

投資・財政計画（説明）

投資についての説明

- ・建設改良費については、概成までの面整備予定額及び流域下水道建設負担金の推計値（～平成32年度）を計上した。平成33年度以降は町単独事業費分と流域下水道建設負担金を推計で計上した。
- ・資本費については、起債償還表に基づき計上した。

財源についての説明

- ・下水道使用料については、国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来推計を基に将来的な有収水量を予測し、予測した有収水量に平成27年度における使用料単価を乗じて算出した。料金改定については加味していない為、法適化後に再度見直しを図る。
- ・国庫補助金については、国土交通省の「社会資本整備総合交付金事業」による国庫補助金を事業費の1/2見込んでいる。
- ・地方債について、公共下水道事業債は補助事業費の1/2の90%、単独事業費の95%を計上した。流域下水道事業債は事業費の100%、公営企業会計適用債は事業費の100%を計上した。資本費平準化債については現在の減価償却費を基に上限額を推計し算出したものを上限額の範囲内で計上した。
- ・一般会計からの繰入金については、繰出基準を参考に算出し、収支が均衡しない年度については基準外繰入として計上している。法適後に再度見直し基準外繰入の軽減に努めていく。

投資・財政計画（説明）

投資以外の経費の説明

- ・維持管理費の削減が必要と考えているが、下水道関係職員は現在でも少ない状況であり、人件費の削減は不可能である。修繕費についても、今後、管渠の老朽化が進み費用が増加していくことを予測している。その為、直近の決算値を基に今後の増加分を加味し算出した。
- ・流域下水道維持管理負担金は、一般排水については、国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来推計を基に将来的な処理水量を予測し、特定排水については直近の水量とした。その水量に1 m³ 当りの負担金単価（H 2 7 ～一般排水@6 0. 4 円、特定排水@7 0. 8 円）を乗じて算出した。
- ・下水道事業の法適化経費については、平成3 0 年度まで計上した。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
			(決算)	(決算)											
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	693,034	740,721	695,167	725,929	728,980	728,770	726,090	720,401	711,724	702,626	694,446	687,021	
		(1) 営 業 収 益 (B)	354,332	371,582	372,713	374,953	377,202	379,473	381,752	383,243	384,733	386,223	387,713	389,216	
		ア 料 金 収 入	354,332	371,582	372,713	374,953	377,202	379,473	381,752	383,243	384,733	386,223	387,713	389,216	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	338,702	369,139	322,454	350,976	351,778	349,297	344,338	337,158	326,991	316,403	306,733	297,805	
		ア 他 会 計 繰 入 金	337,836	315,912	322,454	350,976	351,778	349,297	344,338	337,158	326,991	316,403	306,733	297,805	
		イ そ の 他	866	53,227											
	収 益 的 支 出	2	総 費 用 (D)	440,039	471,160	460,385	449,045	435,945	421,861	407,463	392,441	377,540	363,465	350,735	339,704
			(1) 営 業 費 用	220,037	261,923	264,422	265,768	267,120	268,484	269,854	270,805	271,755	272,706	273,656	274,613
			ア 職 員 給 与 費	10,363	10,489	10,975	10,975	10,975	10,975	10,975	10,975	10,975	10,975	10,975	10,975
			うち 退 職 手 当												
			イ そ の 他	209,674	251,434	253,447	254,793	256,145	257,509	258,879	259,830	260,780	261,731	262,681	263,638
			(2) 営 業 外 費 用	220,002	209,237	195,963	183,277	168,825	153,377	137,609	121,636	105,785	90,759	77,079	65,091
		ア 支 払 利 息	219,226	207,431	194,463	181,777	167,325	151,877	136,109	120,136	104,285	89,259	75,579	63,591	
		うち 一 時 借 入 金 利 息													
		イ そ の 他	776	1,806	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	252,995	269,561	234,782	276,884	293,035	306,909	318,627	327,960	334,184	339,161	343,711	347,317	
資 本 的 収 入		1	資 本 的 収 入 (F)	559,537	427,365	614,720	552,542	571,241	528,805	519,686	497,306	478,937	428,757	392,336	358,184
			(1) 地 方 債	325,600	277,800	348,700	332,800	355,600	330,900	331,500	325,200	311,900	267,000	235,400	205,700
			資本 費 平 準 化 債	214,200	234,600	219,800	226,000	235,600	246,800	256,000	260,900	247,600	202,700	171,100	141,400
			(2) 他 会 計 補 助 金	168,444	133,388	160,774	174,996	175,395	174,159	171,686	168,106	163,037	157,757	152,936	148,484
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	57,000	7,500	103,500	43,000	38,500	22,000	12,500						
		(6) 工 事 負 担 金	5,039	8,677	1,746	1,746	1,746	1,746	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
		(7) そ の 他	3,454												
	資 本 的 支 出	2	資 本 的 支 出 (G)	812,471	696,115	849,563	829,426	864,276	835,714	838,313	825,266	813,121	767,918	736,047	705,501
			(1) 建 設 改 良 費	204,930	68,132	203,185	161,279	169,634	115,441	96,441	71,441	71,441	71,441	71,441	71,441
			うち 職 員 給 与 費	3,093	3,024	3,275	3,275	3,275	3,275	3,275	3,275	3,275	3,275	3,275	3,275
			(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	605,261	627,983	646,378	668,147	694,642	720,273	741,872	753,825	741,680	696,477	664,606	634,060
			(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	580												
	(5) そ の 他	1,700													
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 252,934	△ 268,750	△ 234,843	△ 276,884	△ 293,035	△ 306,909	△ 318,627	△ 327,960	△ 334,184	△ 339,161	△ 343,711	△ 347,317		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	61	811	△ 61									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	7,689	7,750	7,561	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
前年度繰上充用金 (M)												
収益的収支に充てた地方債 (N)												
収益的収支に充てた他会計借入金 (O)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	7,750	8,561	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
翌年度へ繰り越すべき財源 (Q)		1,000										
実 質 収 支 黒 字 (R)	7,750	7,561	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
(N)-(O) 赤 字 (S)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	66	67	63	65	64	64	63	63	64	66	68	71
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 不 足 額 (T)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (U)	354,332	371,582	372,713	374,953	377,202	379,473	381,752	383,243	384,733	386,223	387,713	389,216
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (V)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (W)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (X)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((V)/(X)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (Y)												
地 方 債 残 高 (Z)	10,326,484	9,976,300	9,678,622	9,343,275	9,004,233	8,614,860	8,204,488	7,775,863	7,346,083	6,916,606	6,487,400	6,059,040

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	337,836	315,912	322,454	350,976	351,778	349,297	344,338	337,158	326,991	316,403	306,733	297,805
うち基準内繰入金	326,810	315,912	311,930	339,521	340,297	337,897	333,100	326,154	316,319	306,077	296,722	288,085
うち基準外繰入金	11,026		10,524	11,455	11,481	11,400	11,238	11,004	10,672	10,326	10,011	9,720
資 本 的 収 支 分	168,444	133,388	160,774	174,996	175,395	174,159	171,686	168,106	163,037	157,757	152,936	148,484
うち基準内繰入金	129,912	133,322	123,997	134,965	135,273	134,320	132,412	129,651	125,742	121,670	117,951	114,518
うち基準外繰入金	38,532	66	36,777	40,031	40,122	39,839	39,274	38,455	37,295	36,087	34,985	33,966
合 計	506,280	449,300	483,228	525,972	527,173	523,456	516,024	505,264	490,028	474,160	459,669	446,289